

第 2 研究委員会
民事法および訴訟手続
第 65 回 IAJ 年次総会 - イスラエル、テルアビブ

アンケート 2022
民事訴訟におけるバーチャル裁判

第 2 研究委員会は、パンデミック前、パンデミック中、パンデミック後に、我々の管轄区域がバーチャル裁判や審問をどのように利用したか、また利用しようとしているかに焦点をあてる予定です。私達はアンケートを 6 つの質問に限定しており、簡潔な回答が寄せられることを期待しています。

質問は以下の通りです。

1. あなたの管轄区域では、パンデミック前に完全または部分的なバーチャル民事裁判または審問を提供していましたか？もしそうである場合、提供された内容とその実施頻度を教えてください。

民事訴訟手続における争点整理の場面では、従前から電話会議システムがしばしば利用され、証人尋問の場面では、一定の条件を満たせばテレビ会議システムの利用も可能でした。そして、2020年4月の緊急事態宣言発令前である同年2月には、一部の地方裁判所本庁において、民事訴訟手続においてインターネット回線を介したウェブ会議システムによる争点整理の運用が開始され、同年12月までに全国の地方裁判所本庁で運用が開始されました。なお、ウェブ会議システムは、民事訴訟手続のデジタル化のために、パンデミック前から準備されていたものです。

また、督促手続オンラインシステムが2006年に導入されています。これは、

当事者の出頭が不要で金銭等の請求を簡易な手続で行う制度である支払督促の申立てをオンラインで行うことができるというシステムです。

2. あなたの地域では、パンデミック時に民事バーチャル裁判または審問を実施しましたか。実施した場合、その方法、内容、時期に従前と比べて変化はありましたか。手続規程は公開されていましたか。また、バーチャル裁判・審問はパンデミック中のどの時点で提供され、どのように利用されるようになりましたか。

民事訴訟事件における弁論準備手続及び書面による準備手続において、当事者の意向も踏まえ、ウェブ会議による争点・証拠整理手続を実施しました。これらは、1で述べたとおり、従前電話会議システムを用いて行うことができていたものを、ウェブ会議でも行えるようにしたものです。

ウェブ会議による争点・証拠整理手続については、ファイル共有・編集機能を活用することにより、音声及び映像だけでなく、文字やファイル等を用いてリアルタイムでのコミュニケーションを図りながら争点の整理を行うことも可能となりました。

なお、民事訴訟法・民事訴訟規則のほかに、上記ウェブ会議の手続規程(protocol)として公開されているものは特にありません。

3. 民事バーチャル裁判が提供された場合、政府が提供した技術やソフトウェアに改良が加えられましたか。文書や証拠品はどのように管理されていましたか。

ウェブ会議は、Microsoft社のTeamsを用いて実施しています。

文書や証拠品の管理は、従前どおり紙又は現物をその対象としています。

4. バーチャル裁判の継続に関して、あなたの国の管轄区域では今後どの

ようなことが予想されますか。また、どのような問題や利点がありますか。

民事事件に関しては、民事訴訟手続における尋問も含めた口頭弁論におけるウェブ会議の利用や、記録の電子化等が可能となるよう、民事訴訟法が改正されました。

デジタル化が進むことにより、利用者の司法へのアクセスが容易となるなどのメリットがある反面、「デジタルディバイド」への対応が問題となります。

5. あなたの管轄区域では、バーチャル裁判で生じた懸念事項を改善するための研究が行われていますか、または行われましたか？

セキュリティの問題や「なりすまし」の問題等について、引き続き検討が重ねられるものと認識しています。

6. あなたの管轄区域でデジタルから排除された人々は、パンデミック時に、どのように司法、特にバーチャル裁判にアクセスしましたか？

パンデミック時においても、感染拡大防止と司法機関としての機能の適切な維持の両立を図るべく、訴状の受理など各種申立て等は受け付けていた上、ウェブ会議や電話会議の活用などの裁判手続の運用上の工夫が行われるなどして、必要な司法アクセスは確保されていたと認識しています。